

1. 経緯

4月7日国から緊急事態宣言が発せられ、対象地域に全国7都府県の緊急事態措置を実施すべき区域に兵庫県も含まれており、同日、兵庫県からは対処方針が示され、8日には伊丹市からも対応方針が示されました。

伊丹市社会福祉事業団では、感染症対策本部会議を開催し、以下の通り決定をしました。

2. 会議の概要

①日時等

令和2年4月9日（木）4時40分から5時50分

②メンバー

理事長、常務理事兼法人事務局長、法人経営本部長、法人事業本部長及び総務課長

③決定事項

国の緊急事態宣言を受け、兵庫県の緊急事態措置として示された対処方針では、高齢者施設、障害者施設等に対して次の通り要請

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設について、**感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の継続を要請**
- 通所・短期入所事業所サービス利用者については、家庭での対応が可能な場合などは、可能な限り利用の自粛を要請
- 通所・短期入所事業所において必要な場合には、代替サービスである訪問系サービスの利用を要請し、その提供が円滑に行われるよう事業所間の連携強化を要請
- 面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き、中止すべきことを要請

【県・市の方針を踏まえた事業団の対応】

- 通所・短期入所サービスの一部の利用者については、家庭での対応が可能な場合などに限り、利用の自粛を要請しつつ、介護保険事業所、障害福祉事業所については、ご利用者及びご家族の生活を維持する観点から、**感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業を継続することを基本とする。**
- 利用を自粛した利用者に対しては、居宅介護支援事業所とも連携し、必要に応じて訪問介護の利用等につなげるとともに、在宅での健康状態の把握に努める。

【その他の対応（確認事項）】

- 3月11日に開催した感染症対策本部会議での決定事項を踏まえ、別紙「対応の概要」のとおり事業継続に取り組む。

以上